

平成十八年十一月十日受領  
答弁第一三四号

内閣衆質一六五第一三四号

平成十八年十一月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十七日に平壤宣言に合意した時点での北朝鮮の核開発を巡る外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十七日に平壤宣言に合意した時点での北朝鮮の核開発を巡る外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一及び四について

外務省として、御指摘の記事の内容は承知している。

二、五、七及び八について

お尋ねについては、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

三について

外務省が御指摘のことを行った事実はない。

六について

日朝平壤宣言においては、我が国及び北朝鮮は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認したこと、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認したこと、核問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を

図ることの必要性を確認したこと等が明記されており、核実験の実施は、同宣言との関係で認められな  
い。